

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表（改正条例第1条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号</p> <p>（特別特定建築物に追加する特定建築物）</p> <p>第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。</p> <p>（1） 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）</p> <p>（2） 共同住宅</p> <p>（3） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）</p> <p>（4） 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）</p> <p>（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。</p> <p>（階段）</p> <p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>（1） 踊場に手すりを設けること。</p> <p>（2） 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>（3） 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p> <p>2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。</p> <p>（便所）</p> <p>第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>（1） 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（2） 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>（移動等円滑化経路）</p> <p>第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>（1） 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>（2） 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>（3） 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>（4） 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。</p> <p>（増築等に関する適用範囲）</p> <p>第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にする）を含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <p>（1） 当該増築等に係る部分</p> <p>（2） 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>（3） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>	<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号</p> <p>（特別特定建築物に追加する特定建築物）</p> <p>第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。</p> <p>（1） 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）</p> <p>（2） 共同住宅</p> <p>（3） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）</p> <p>（4） 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）</p> <p>（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。</p> <p>（階段）</p> <p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>（1） 踊場に手すりを設けること。</p> <p>（2） 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>（3） 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p> <p>2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。</p> <p>（便所）</p> <p>第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>（1） 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（2） 令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>（移動等円滑化経路）</p> <p>第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>（1） 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>（2） 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>（3） 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>（4） 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。</p> <p>（増築等に関する適用範囲）</p> <p>第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にする）を含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <p>（1） 当該増築等に係る部分</p> <p>（2） 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>（3） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>

改正後	改正前
<p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から令第14条第1項第1号に規定する車<del>椅子</del>使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車<del>椅子</del>使用者用駐車施設(令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(<u>公立小学校等及び特定建築物</u>に関する読替え)</p> <p>第33条 <u>令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第26条</u>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>	<p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から令第14条第1項第1号に規定する車<del>いす</del>使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車<del>いす</del>使用者用駐車施設(令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(<u>特定建築物</u>に関する読替え)</p> <p>第33条 <u>第26条</u>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>